

事務連絡
令和4年1月21日

各都道府県看護協会長 様

公益社団法人 日本看護協会
常任理事 鎌田 久美子

オミクロン株の感染流行に対応した臨時の医療施設等の開設準備
及び医療機関における診療機能の維持・継続について

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびは、沖縄県への看護職の応援派遣をご調整いただいたこと、重ねて御礼申し上げます。

各地でオミクロン株による急速な感染拡大が続いており、今般、国は、標記の事務連絡（別紙1）を発出し、臨時の医療施設・入院待機施設の開設準備等および診療機能の維持・継続に向けた対応を求めました。同事務連絡では、医療人材の確保、院内感染対策の徹底に加え、医療従事者やその家族が濃厚接触者になった場合等の対応について示されています。

具体的には、濃厚接触者である医療従事者でも2回のワクチン接種等一定の要件を満たせば待機期間中であっても医療に従事することが可能であること、オミクロン株の濃厚接触者についてはPCR検査陰性等一定の要件を満たせば10日を待たずに待機解除が可能であることなどが示されています。（詳細については同事務連絡の他、令和3年8月13日付（令和4年1月18日一部改正）「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請の対応について」（別紙2）、令和4年1月5日付（令和4年1月14日一部改正）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（別紙3）を参照してください。）

また、医療従事者の子どもの小学校等の休業に伴い、勤務継続が困難になることも考えられ、医療提供体制を維持できるよう地域の人的資源の確保・活用が必要であるとされています。

貴会におかれましては、看護管理者等に同事務連絡の内容を周知するとともに、地域の看護職の人材確保・活用に関して都道府県や各医療機関等に積極的に働きかけを行い、迅速に必要な体制がとれるようご尽力賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

別紙 1 : 「オミクロン株の感染流行に対応した臨時の医療施設等の開設準備
及び医療機関における診療機能の維持・継続について」

令和 4 年 1 月 19 日

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省医政局地域医療計画課

厚生労働省医政局看護課

別紙 2 : 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請の対応について」

令和 3 年 8 月 13 日付（令和 4 年 1 月 18 日一部改正）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

別紙 3 : 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応に
ついて」令和 4 年 1 月 5 日付（令和 4 年 1 月 14 日一部改正）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

【お問い合わせ】

公益社団法人日本看護協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

健康政策部保健師課（担当：慶越、阿部、沼田）

TEL : 03-5778-8844 / FAX : 03-5778-8478

E-mail : hokenshi@nurse.or.jp